

生徒手帳の利用について

(1) この手帳は新郊中学校の生徒としての身分を証明するものであるもので、常に身に付けていること。

(2) この手帳は学校と家庭との通信連絡に使うので、大切に取り扱い十分に活用すること。

(3) この手帳による通信事項は次の通りです。

学校より—教育上の要件や照会、下校時刻証明、その他

家庭より—欠席届、遅刻、早退、忌引、その他の諸届出

教育相談、連絡、照会事項及びその回答、その他

(4) この手帳を紛失したときは、すみやかに学級担任を通じ、再交付を願い出ること。

第 学年 組 番			
本人			
		生年月日	年 月 日生
保 護 者	氏 名		
	住 所	TEL	
学 級 担 任			
血 液 型			
所 属		前 期	後 期
	学級(生徒会) 役員・委員		
	学習係		
	その他 (部活など)		

開 校

創立(記念日) 昭和22年4月18日

校 訓

直 く

さとく

たくましく

目 次

生徒手帳の利用について	1
校 訓	3
校 歌	5
生徒心得	7
月目標	19
交通安全	20
図書館のきまり	21
生徒会会則	23
生徒会組織図	30
年間行事予定	31
体位平均値	32
健康診断の記録	33
体力・運動能力テスト	34
各種警報が発令された時の対応	35

住所録 諸届・許可欄 学校家庭連絡欄

時間割 メートル法換算速算法 カレンダー

名古屋市立
新郊中学校校歌

吉沢 義則 作詞
信時 潔 作曲

J = 約108

mf さわやかに

1. きけまん ようの うた びと が

あゆ ちに たづと うたひた る
(ず) (い)

その うつ く き しの さと に

mf

ま :ぶわ れらや さちおおー し

f

のぞ み ゆたか に いき-ゆか む
(ん)

新郊中学校校歌

吉沢 義則 作詞
信時 潔 作曲

1. 聞け万葉の歌人が

年魚市に鶴とうたひたる
その美しき 詩の里に
学ぶわれらや 幸多し
望みゆたかに生きゆかむ

2. 北にそびゆる御嶽の

山のすがたに力あり
その明けくれに親しみて
学ぶわれらや 幸多し
強く正しく生きゆかむ

3. 伊吹の山に 日の照りて

雪の光りに匂ひあり
そのかがやける眺めつつ
学ぶわれらや 幸多し
清く明るく生きゆかむ

昭和29年2月制定

生徒心得

※ 中学生として規律を守り、社会を意識した精神を身につけよう。

※ 新郊中学校生徒として、自覚と誇りをもった行動をしよう。

学校生活

お互いに気持ちよく一日を過ごすため次のことを守ろう。

学習について

1. 授業時間は下記の通りです。

日 課 表

朝の活動	8:25
1 限	8:50 ~ 9:40
2 限	8:50 ~ 10:40
3 限	10:50 ~ 11:40
4 限	11:50 ~ 12:40
昼 食	12:40 ~ 13:00
5 限	13:20 ~ 14:10
6 限	14:20 ~ 15:10
帰りの会	15:10 ~ 15:25
清 掃	15:25 ~ 15:35
下 校	16:00

2. 始業のチャイムが鳴ったら、静かに先生を待ち予習を始める。
3. 授業の始めと終わりには静かに起立して、正しい礼をする。
4. 授業中は私語を慎み真剣に学習する。
5. 自習時間には先生の指示に従い、静かに学習し、他の迷惑にならないようにする。

6. 座席は先生の許可なくして変更しない。

7. お互いに協力し、自分も友達も共に伸びるように努める。

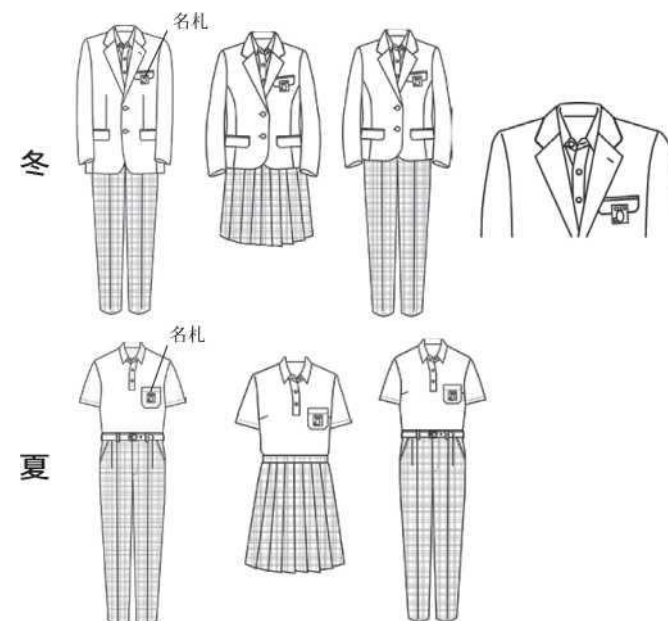
服装について

※ 本校規定の制服を着用すること。

制服(新郊中学校指定のもの)

★ブレザータイプ

- ジャケット/ボタンはすべて留めて着用する。
- 冬ズボン、夏ズボン/ウエストの位置で履き、裾は引きずらない。
※ベルトは黒とする。
※ダブル・シングル共に可能。
- 冬スカート、夏スカート/丈は、立ったときに両膝がかくれる長さにする。
- 長袖シャツ、半袖シャツ、長袖ブラウス、半袖ブラウス/
裾はボトムの中に入れる。第一ボタンのみ外してもよい。



★詰め襟学生服タイプ

○ 詰め襟学生服(黒色)

- ・ 襟の高さ・型は標準のもの
- ・ ボタンは前5個、袖2個
- ・ ラウンドカラーまたはカラー(白色・無地)

※前ボタンはすべて留めて着用する。集会や式は、襟のホックも留める。

○ 冬ズボン(黒色)

- ・ 袖は20~24cmの幅で、ダブル・シングル共に可能
- ※ズボンのすそを開いたり、狭いものを着用したりしない。
- ※ベルトは黒とする。

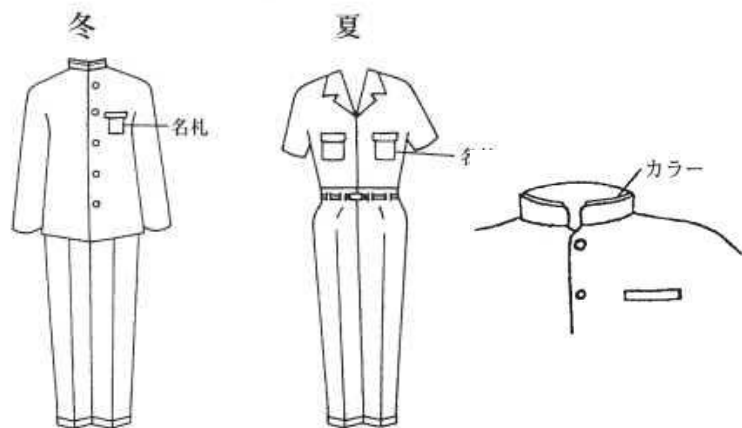
○ 詰め襟学生服の下は白カッターシャツ

※そではボタンとし、チャックやホックなど特殊なものは着用しない。

○ 夏服

上は白色の開襟半袖シャツ。
ズボンは冬服に同じ。

○ 長袖の白カッターシャツでの登下校も可能。



★セーラー服タイプ

○ 長袖セーラー服(紺色)

白色襟カバー(襟と袖は赤のミシン線2本ライン)
リボンは赤色で本校指定のもの

※前開きタイプもよい。

※襟には白い襟カバーをつける。

※ 白い襟カバーは入学式、始業式、終業式、修了式、卒業式などの式の時にはつけない。

○ 箱ひだスカート(紺色)

ひだは24~28本
※丈は、立ったときに両膝がかくれる長さにする。
※ベルトは着用しない。

○ 半袖セーラー服(白色)

セーラー服は、白襟で赤のミシン線2本ライン。
スカートは冬服に同じ。
リボンは冬服に同じ。
※前開きタイプもよい。

赤のミシン線2本は、胸当て・袖口・胸ポケットにも入る。



共通、その他

- 夏服・冬服の期間
夏服・冬服の着用期間は、定めない。ただし、入学式や卒業式などの式日は、事前に伝えられた制服を着用すること。
- 体操服での登下校及び学校生活
6月頃～10月頃には、体操服での登下校及び学校生活を許可する。体育等の運動を伴う活動の後には、制服または清潔な体操服に着替えること。
- インナーシャツ
白・紺・黒・灰色・ベージュとする。

防寒具・防寒着

- ◎ 防寒具・防寒着の着用時期を定めない。
- マフラー・ネックウォーマー
 - ・ 巻いた際に、胸ポケットの高さまでの長さにする。
 - ・ 昂価なもの、長すぎるもの、装飾のついたもの、派手なものは認めない。
- 手袋
 - ・ 指が五本に分かれているものとする。
 - ・ 高価なもの、装飾のついたもの、派手なものは認めない。
- 制服の上に着用してよいもの
(全タイプの制服共通)
カーディガン
※無地で黒色または紺色で派手でないものとする(ワンポイントは認める)。
- 制服の中に着用してよいもの
(詰め襟学生服タイプとセーラー服タイプ)セーター、トレーナー、カーディガン、ベスト

※ 無地で黒・紺などで派手でないものとする(ワンポイントは認める)。

- 制服の中に着用してよいもの(ブレザータイプ)
カーディガン、ベスト
※無地で黒色または紺色で派手でないものとする(ワンポイントは認める)。
- 登下校で着用する上着(コート類)
 - ・ 華美、高価ではないもの
 - ※ 色や、生地、形についての指定は定めない。

頭髪等

- 頭髪
 - ・ 学校生活や学習などの活動に取り組みやすい髪型とする。
 - ※長く伸びたり、前髪が目にかかったりする場合は、華美でないゴムバンドや、ヘアピンで整える。
 - ※パーマ、カール類はかけない。
 - ※整髪料をつけたり、茶髪などに変色させたりしない。
- その他
 - ・ アイシャドウ、マニキュア、口紅、アイプチ、色つきリップクリームを使用しない。

かばん

- メインバッグ:両肩で背負えるリュック
 - ※反射板やキーホルダー(大きすぎないもの)を一つ付けてもよい。
 - ※反射板やキーホルダーとは別に、防犯ブザーを付けてもよい。

○補助バッグ:

- ※かばんに持ち物が入りきらない場合に使用する。
- ※反射板やキーホルダー(大きすぎないもの)を一つ付けてもよい。
- ※ 補助バッグのみの登下校は禁止。

履物

○ 通学靴

- ・ 運動靴(運動に適した靴)
- ※記名する。
- ※飾り等のないもの。
- ※ハイカット、厚底は禁止。

○ 体育館シューズ

- ・ 学校指定のもの(学年色あり)
- ※体育館シューズ用の袋も指定のものを準備する。

○ 上履き

- ・ 学校指定のもの(学年色あり)

靴下

- ・ 靴下(色は白色・紺色・黒色・灰色で無地のもの、ワンポイントは可)
- ※ルーズソックスは禁止。
- ※防寒具としてタイツ(黒色)を着用してもよい。タイツ着用時に、靴下の着用も許可する。また、体育などの運動時は、安全のため靴下で活動することとする。

所持品・その他

1. 学習に必要なものは、前日に整えておき、忘れ物のないようにする。
2. 自分の持ち物には必ず、学年・クラス・氏名をはっきり書いておく。
3. 学校に不必要な物(例:金銭、貴重品、携帯電話、トランプ、ゲーム、刃物等)を持ってこない。
4. 落とし物をしたり、見つけたりした時は、先生に伝えたり、届けたりする。
5. 清潔なタオルやハンカチ・ティッシュなどを用意して登校する。
6. 金銭、学習用具等の貸し借りはお互いにしない。
7. 化粧は禁止する。リップクリームは色つきやにおい(薬用メンソール系以外)のついているもの、過度な光沢の物は使用を認めない。
8. アクセサリーの着用は認めない。
9. 飲み物は水筒またはペットボトルで持ってくる。ペットボトルを使用する場合はカバーに入れて持ってくる。ただし、中身は、水、お茶またはスポーツドリンクとする。

清潔・整頓

1. 上ばきは学校で決められたスリッパを使い、上下の区別をはっきりさせ、校舎を汚さないようにする。
2. 公共物(学校の建物・備品)を汚したり、傷つけたりしないように大切に扱う。もし破損したらすぐ先生に届け出ること。
3. 紙くずやゴミなどは各自で始末する。
4. 清掃は皆で協力する。

生活一般

1. 8時25分までに登校する。
2. 登校後は校外に出ない。
3. 応接室・職員室の入退室はあいさつをする。
(失礼します、失礼しました)
4. 下校時刻を守り、まっすぐ家に帰る。(途中店に立ち寄りない)下校時刻後残る場合には先生の許可・監督を必要とする。
5. 移動教室や保健体育のときなどは教室の施錠を行う。
6. 学校で負傷したり、具合が悪くなったときは、先生に申し出る。

部活動

1. 健康な身体を築き、集団生活の規律を身に付ける。
2. 活動はすべて、顧問の指導のもとに行う。
3. 活動時間は次のようにする。
 - 3月～9月 18:00まで
 - 11月～1月 17:30まで
 - 2月・10月 17:45まで冬期は日没までに下校できるようにする。

願・届出について

1. 欠席・遅刻・早退の場合は、保護者が朝学校へ電話やきずなネットで連絡するか、または手帳の届出欄に理由を記入し、保護者サインをもらって担任に届け出る。
2. 特別の事情で欠課する場合は事前に届け、許可を得た後に行動する。
3. 諸届出は原則的には事前に届出るものとする。

校外の生活

1. 夜間一人では外出はしないようにしよう。
2. 外出の際は家の人に行き先・目的・帰宅予定時間・同行者をはっきり告げよう。
3. レクリエーションは健全なものを選ぼう。
4. 交通規則を守って事故のないように、交通の妨げにならないようにしよう。
5. 不良行為をするものの仲間に入らないように、互いに気をつける。
ボウリング、スケート、映画、カラオケ等は保護者かそれにかわる人と出かけよう。

月 目 標

月	目 標	気をつけたいこと
4月	礼儀作法を身に付けよう	あいさつ、言葉遣い、職員室でのきまり
5月	生活のきまりを守ろう	頭髪、服装、持ち物、記名、安全
6月	学校をきれいにしよう	学校周辺・校舎内外・教室美化、ゴミの減量
7月	公共物を大切にしよう	教室内の備品の整頓・扱い方、清掃、掲示物
8月		
9月	生活のきまりを守ろう	頭髪、服装、持ち物、記名、安全
10月	仲間と協力して行事に取り組もう	行事に取り組む姿勢
11月	授業に意欲をもって参加しよう	授業に取り組む姿勢
12月	思いやりのある行動をしよう	あいさつ、言葉遣い、相手の嫌なことをしない、言わない
1月	礼儀正しい生活をしよう	あいさつ、言葉遣い
2月	生活のきまりを守ろう	頭髪、服装、持ち物、記名、安全
3月	一年の締めくくりをしよう	学習態度、教室内外の美化

交通安全

1. 登下校
 - いつも決まった道を通るようにし、歩道 車道の区別のあるところは歩道を通ろう。
 - 話しながら、道いっぱいになって歩くことをやめよう。
2. 道路の横断
 - 信号機に従って横断しよう。
 - 信号のないところは左右を確かめて横断しよう。
 - 横断歩道を渡ろう。
3. 踏み切りの渡りかた
 - すれちがいの電車が通りすぎたのを確認してから渡ろう。
 - 自転車の場合は、必ず降りて安全を確かめてから渡ろう。
 - 踏み切り付近では遊ばないようにしよう。
4. 自転車の乗りかた **スマホ操作、イヤホン曲聴く**
 - 道路の左端を一列になって乗ろう。
 - 道路を横断する時は、必ず一時停止し、左右の安全を確かめてから渡ろう。
 - 下り坂は徐行し、曲がり角は一旦停止しよう。
 - 片手乗り、二人乗りなどの危険な乗り方は絶対にやめよう。
 - 夜は前照灯をつけて乗ること。
5. その他
 - オートバイ・自動車等の無免許運転は絶対にしない。また、無免許運転のオートバイ・自動車等に同乗しない。

図書館のきまり

1. 開館…原則(月)・(水)・(金)の昼放課(予鈴まで)
授業後(週1回、開館カレンダー参照)
2. 貸出…1週間・2冊以内(7月から夏季休業中までと12月から
冬季休業中までは5冊以内)
3. 貸出手続
(1) 借りたい本と図書貸出カードをカウンターに持っていく。
(2) カウンターの図書委員が本とカードのバーコードを読み
取り、手続きを行う。
4. 返却手続
カウンターの図書委員に返却する旨を伝え、返す本のバー
コードを読み取ってもらう。
5. 注意点
 - ・本は大切に扱う。
 - ・館内では静かに読書する。
 - ・図書委員の指示に従う。
 - ・読んだ本や使った椅子は元に戻す。
 - ・借りた本の返却期限を守る。

新郊中学校生徒会会則

第1章 名 称

- 1条 本会は名古屋市立新郊中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

- 2条 本会は次のことを目的として自主的に活動する。
- (3) 学校生活を楽しく規律正しいものにする。
 - (4) 学校生活の改善と向上を図り、よい校風を築く。
 - (5) 部活動や学級会活動のよりよい活動のための連絡調整
をする。

第3章 会 員

- 3条 会員は名古屋市立新郊中学校生徒によって組織する。

第4章 総 会

- 4条 総会は生徒集会として年間1回以上、会長が召集する。総会
は本会の会員をもって構成する。
- 5条 総会は次の事項を議事とする。
- (1) 活動計画
 - (2) 活動報告
 - (3) 役員承認
 - (4) 改正
 - (5) その他基本的な事項の審議

第5章 議 会

- 6条 議会は役員、学級委員、各種委員会の委員長で組織し、本会
の目的を達するために必要な権限が与えられる。
- 7条 議会によって決議されたことは学級委員によって各学級に伝
えなければならない。

8条 また、学級委員は学級の生徒の持つ問題や意見を適切に議会に反映させなければならない。

以上の要求があった時は臨時議会を開くことができる。

9条 学級委員の任期は前期4月～9月後期10月～3月とし再選を認める。議長・副議長は互選により各1名を選出する。任期は学級委員に準じ再選を妨げない。

10条 議決権は学級委員と各委員会の委員長に認められる。
(原則として、出席者の過半数で議決する。)

第6章 役員

11条 本会には次の役員を置く。

(1) 生徒会長 1名

生徒会の代表者で、会の運営をはかり、生徒集会をつかさどる。

(2) 副会長 1名

会長を助け、不在または執務のできない場合に代行する。

(3) 書記 2名

1. 生徒会運営上必要とする書類の保管。
2. 総会・議会の議事録作成ならびに保管。
3. 執行事項の記録

(4) 会計 2名

募金等の会計事務を行う。

12条 生徒会役員は会員の無記名投票で選出される。

(1) 役員の任期は次の6か月とし再選を妨げない。前期4月～9月、後期10月～3月。

(2) 選挙の公示は投票日の1週間前までに行う。

13条 (1) 役員は執行部を組織し、毎週一回以上会合を開

き議会の運営その他重要な生徒会活動の企画をする。

(2) 執行部で決められたことは必ず議会にかけなければ実施できない。

14条 役員が更迭辞任または執務不能の場合はその機に応じて新しく役員を選出する。

第7章 常任委員会

15条 生徒会の実行機関として、次の委員会をおく。

生活、体育、広報、保健、図書、環境

○ 生活委員会 学校の生活規律の維持向上に努める。

○ 体育委員会 体育的行事の企画運営にあたる。

○ 広報委員会 校内放送やポスターの掲示をするなど、広報活動につとめる。

○ 保健委員会 保健活動の中心として、けが病気など救急処置の補助と記録を行い、また資料の整理、健康診断、調査統計の補助をする。

○ 図書委員会 図書の受入登録の事務や、図書の閲覧、貸出、返却、補修をしたり新刊図書、参考図書の紹介・宣伝をする。

○ 環境委員会 校内の環境整備および美化をはかる。

16条 委員会は原則として月1回以上開かれる。各委員会は各学級より選出された委員によって構成される。

17条 委員会には委員長1名、副委員長1名をおく。正副委員長は委員の中から互選される。委員長はその委員会を代表し、委員会の議長をかねる。また生徒議会に出席し諸行事を報告する。副委員長は委員長の代理および補佐をする。

第8章 学年連絡会

18条 各学年ごとにその学年に所属する生徒会役員、学級委員などで学年連絡会を構成する。

19条 学年連絡会は毎月1回以上、その学年の必要に応じて開かれる。

20条 学年連絡会はその学年に関する事項を協議決定したり、生徒議会に提案する。

第9章 学級役員

21条 各学級は次の学級役員および委員を選出する。ただし、人数に不都合が生じる場合は、臨時的対応をとることができる。

○学級委員（男女各1名）

- 1.学級の活動の中心となり責任者となる。
- 2.集会や討議の世話をする。
- 3.先生と学級との連絡をとる。
- 4.健全で明朗な級風の確立を目指す。
- 5.学級の代表として生徒議会に出席する。

○学級書記（男女各1名）

- 1.学級生徒会の議事録の記入保管をする。
- 2.学級行事の記録作成等をする。

○生活委員（男女各1名）

- 1.学級の生活規律の維持向上に努める。
- 2.必要に応じて、生活状況の調査を行う。

○体育委員（男女各1名）

- 1.体育行事の計画と運営にあたる。
- 2.体育担任の先生と連絡をとり、学級の体育活動を促進する。
- 3.運動場および用具の点検整備と準備を行う。

○広報委員（男女各1名）

- 1.背面塗板の利用につとめる。
- 2.教室内の掲示物を管理し、掲示物による教室内の美化に協力する。

○保健委員（男女各1名）

- 1.学級の保健活動の中心となる。
- 2.朝の健康観察を実施し、その記録、連絡をする。

- 3.学級の病人、けが人などの救急処置の補助と記録を行う。
- 4.教室内の環境整備を行う。(換気、採光、保温等)

○図書委員（男女各1名）

- 1.新刊図書の紹介、読書活動の普及をはかる。
- 2.学級巡回文庫を管理し、運営をする。
- 3.学級内の読書傾向の調査、希望図書の調査をする。

○環境委員(男女各1名)

- 1.清掃美化につとめ、よごさないように工夫する。
- 2.教室の環境保全のため工夫をする。
- 3.掃除道具の管理をする。
- 4.学級備品管理の中心となって、公共物を愛護し、また整備をする。
- 5.ガラスの破損防止に心がける。

22条 学級役員、委員が生徒会役員に選出された場合は、その学級で補欠選挙を行う。

23条 各学級には生徒会常任委員会を助ける必要な係をおく。学級の生徒はいずれかの係に所属する。

第10章 生徒会顧問

24条 生徒会や常任委員会には1名以上の顧問の先生をおき、その先生の指導のもとに活動する。

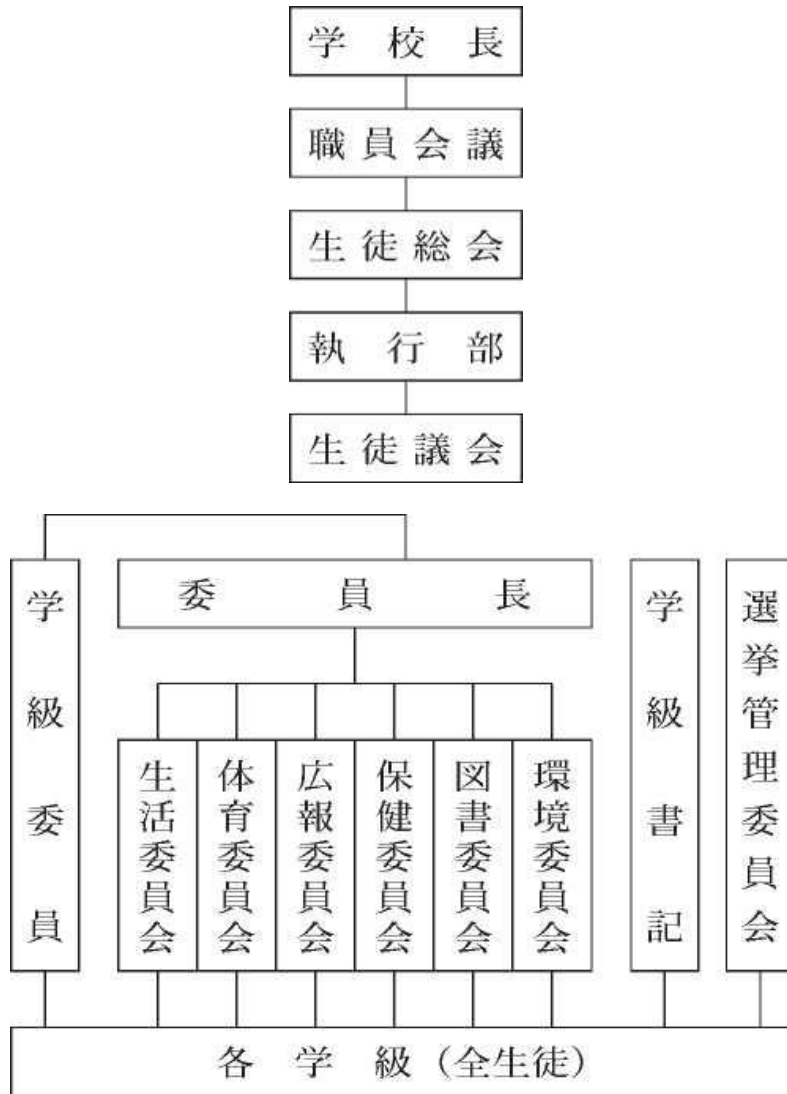
第11章 会則修正および承認

25条 本会則の修正は議会で3分の2以上の多数の可決をみ、生徒総会出席の生徒の過半数の可決を得、職員会議の承認を得て成立する。承認もこれに準ずる。

第12章 最終決定権

26条 生徒会および生徒議会の権限の行使については学校長の承認を得なければならない。

生徒会組織図



令和6年度年間行事予定

4	入学式始業式保護者会授業参観
5	体力・運動能力調査 防災訓練I 進路説明会I 中間テスト
6	読書週間 体育祭 修学旅行(3年) 期末テスト
7	個別保護者会終業式
8	全校出校日 野外学習
9	始業式 防災訓練II
10	後期生徒会役員選挙 中間テスト 音楽会 授業参観 進路説明会II
11	読書週間 進路保護者会(3年) 期末テスト
12	個別・進路保護者会 人権教育 終業式
1	始業式 読書週間 進路保護者会(3年)
2	学年末テスト
3	3年生を送る会 卒業式 シェイクアウト訓練 次年度前期生徒会役員選挙 修了式

体位平均値(令和6年度)

項目	性別		学年		
			1年	2年	3年
身長 (cm)	男子	名古屋市	153.9	161.0	165.9
		新郊中	154.1	159.7	165.2
	女子	名古屋市	152.2	154.9	156.4
		新郊中	151.4	155.8	155.0
体重 (kg)	男子	名古屋市	44.7	50.1	54.4
		新郊中	45.8	48.6	54.1
	女子	名古屋市	43.8	46.8	49.0
		新郊中	45.2	46.9	47.9

各種警報が発令された時の対応

教育委員会が前日に休校を決定した場合、教育委員会より「なごやつ子あんしんメール(きずなネット)」及び「教育委員会ホームページ」で知らせる。

暴風警報・暴風雪警報

午前6時、警報が発令中	警報が解除されるま自宅待機
午前6時～11時の間に解除される	午後から授業を実施。 ※1時までには登校
午前11時を過ぎても解除されない	当日の授業を中止。

在校中に発令された場合
授業を中止し、通学路の安全が確認ができ次第、下校。
ただし、気象状況によっては学校に待機する場合もある。

登校中に発令された場合
職員が通学路の主要地点及び校門に立ち、帰宅するよう指示する。
※ いずれの場合も、連絡は「なごやつ子あんしんメール(きずなネット)」で行う。

大雨・洪水・大雪警報

暴風警報や暴風雪警報は発令されていないが、大雨・洪水・大雪警報が発令されている場合は、原則として、平常通りの授業を行う。

避難勧告・避難指示(緊急)及び特別警報

午前6時現在、警報が発表中	前記の暴風警報・暴風雪警報と同様
午前6時～11時の間に解除される	
午前11時を過ぎても解除されない	
<p>在校中に発令された場合 学校で待機する。生徒個票または緊急時下校対策カードに記載された方の迎えで引き渡し、下校。</p> <p>登校中に発令された場合 そのまま登校し、在校中と同じ対応をする。 ※ いずれの場合も、連絡は「なごやつ子あんしんメール(きずなネット)」で行う。</p>	

南海トラフ地震に関連する情報

登校前	特に学校から連絡がない限り、通常通り登校。 ※ 大規模な地震(震度5強以上)の場合、授業を見合わせるため、学校から連絡があるまで登校せず、自宅で待機
登校途中	原則、通常通り登校。登校後は「在校中」と同様の対応
在校時	情報が発表されたことを生徒・保護者に伝え、状況によっては、保護者への引き渡しにより下校
下校途中	原則として、そのまま下校
下校後	特に学校から連絡がない限り、翌日の授業は行われる

伊勢・三河湾に津波警報または大津波警報

登校前	登校せず、安全な場所へ避難。警報が解除されるまで、避難を継続。
登校途中	原則として、そのまま登校。登校した生徒については「在校時」と同様の対応。
在校時	北校舎4階へ避難し、待機。状況によっては、より安全な呼続小学校へ避難することもある。保護者への引き渡しはせず、保護者も避難。警報が解除され学区の安全を確認できた時点で、保護者への引き渡しにより下校。

Jアラートによる緊急情報

登校前	自宅で安全を確保。続報によって安全が確認できたら登校。
登校途中	近くの建物等で安全を確保。続報によって安全が確認できたら、そのまま登校。
在校時	学校で安全を確保
下校途中	「登校途中」同様、近くの建物等で安全を確保。続報によって安全が確認できたら、そのまま下校。